

## 令和2年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

### 1 市 民 病 院 事 業

(1) 病 床 数	650 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	205,573 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	340,434 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	563 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	1,413 人

### 2 脳卒中・神経脊椎センター事業

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	93,623 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	58,320 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	257 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	240 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	27,010 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利 用 者 数	8,961 人
(9) 1日平均短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	74 人

(10) 1 日 平 均 通 所  
リハビリテーション等利用者数 29 人

### 3 みなと赤十字病院事業

(1) 病 床 数 634 床  
 (2) 年 間 入 院 患 者 数 194,268 人  
 (3) 年 間 外 来 患 者 数 290,005 人  
 (4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数 532 人  
 (5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数 1,193 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

**第1款 市民病院事業収益 26,113,123 千円**

第1項 医 業 収 益 23,500,223 千円

第2項 医 業 外 収 益 2,612,900 千円

**第2款 脳卒中・神経脊椎センター  
事業収益 8,457,380 千円**

第1項 医 業 収 益 6,026,739 千円

第2項 医 業 外 収 益 2,381,678 千円

第3項 研 究 助 成 収 益 20,000 千円

第4項 介 護 老 人 保 健 施 設 収 益 28,963 千円

**第3款 みなと赤十字病院事業収益 2,716,406 千円**

第1項 医 業 収 益 62,282 千円

第2項 医 業 外 収 益 2,654,124 千円

**合 計 37,286,909 千円**

#### 支 出

**第1款 市民病院事業費用 35,206,550 千円**

第1項 医 業 費 用 26,586,663 千円

第2項 医 業 外 費 用 517,367 千円

第3項	特	別	損	失	7,802,520	千円						
第4項	予	備	費		300,000	千円						
<b>第2款</b>	<b>脳卒中・神経脊椎センター</b>	<b>事業</b>	<b>費用</b>		<b>8,578,533</b>	<b>千円</b>						
第1項	医	業	費	用	8,140,948	千円						
第2項	医	業	外	費	用	220,261	千円					
第3項	医	学	研	究	費	用	20,000	千円				
第4項	介	護	老	人	保	健	施	設	費	用	47,324	千円
第5項	予	備	費		150,000	千円						
<b>第3款</b>	<b>みなと赤十字病院</b>	<b>事業</b>	<b>費用</b>		<b>2,545,038</b>	<b>千円</b>						
第1項	医	業	費	用	1,988,537	千円						
第2項	医	業	外	費	用	556,501	千円					
<b>合</b>					<b>計</b>	<b>46,330,121</b>	<b>千円</b>					

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,164,801 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

### 収 入

<b>第1款</b>	<b>市民病院</b>	<b>事業</b>	<b>資本的</b>	<b>収入</b>	<b>2,467,548</b>	<b>千円</b>			
第1項	企	業	債		1,328,000	千円			
第2項	一	般	会	計	負	担	金	1,134,748	千円
第3項	そ	の	他		4,800	千円			
<b>第2款</b>	<b>脳卒中・神経脊椎センター</b>	<b>事業</b>	<b>資本的</b>	<b>収入</b>	<b>1,419,229</b>	<b>千円</b>			
第1項	企	業	債		420,000	千円			
第2項	一	般	会	計	負	担	金	991,615	千円
第3項	一	般	会	計	補	助	金	7,604	千円
第4項	そ	の	他		10	千円			

<b>第3款</b>	<b>みなと赤十字病院事業 資本的収入</b>	<b>1,937,523 千円</b>
第1項	企業債	400,000 千円
第2項	一般会計負担金	1,312,401 千円
第3項	一般会計補助金	225,122 千円
	<b>合 計</b>	<b>5,824,300 千円</b>
	<b>支 出</b>	
<b>第1款</b>	<b>市民病院事業資本的支出</b>	<b>3,588,845 千円</b>
第1項	建設改良費	1,094,696 千円
第2項	企業債償還金	2,481,789 千円
第3項	投資	12,360 千円
<b>第2款</b>	<b>脳卒中・神経脊椎センター事業 資本的支出</b>	<b>2,029,022 千円</b>
第1項	建設改良費	420,000 千円
第2項	企業債償還金	1,609,022 千円
<b>第3款</b>	<b>みなと赤十字病院事業 資本的支出</b>	<b>2,371,234 千円</b>
第1項	建設改良費	410,000 千円
第2項	企業債償還金	1,961,234 千円
	<b>合 計</b>	<b>7,989,101 千円</b>

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市民病院 物品管理業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	5,600,000 千円
市民病院洗浄滅菌・ 手術室等補助業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	264,000 千円

市民病院 医事業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	1,000,000 千円
市民病院 病院解体工事費	令和3年度から 令和4年度まで	2,896,000 千円
市民病院 建物総合管理業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	880,000 千円
市民病院 食事提供業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	718,000 千円
市民病院 リネン総合管理業務委託	令和3年度から 令和6年度まで	468,000 千円
市民病院 医学研修経費	令和3年度	15,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 施設管理費	令和3年度から 令和6年度まで	700,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 検査業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	250,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 医学研修経費	令和3年度	7,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 施設整備工事費、医療備品購入費及び用地取得費等に充てるため。
- (2) 限度額 2,148,000 千円
- 市民病院建設改良費充当企業債 1,328,000 千円
- 脳卒中・神経脊椎センター  
建設改良費充当企業債 420,000 千円

みなと赤十字病院  
建設改良費充当企業債 400,000 千円

- (3) 起債の方法
- ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
  - イ 起債の時期は令和2事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利 率
- 年 5.0%以内
- ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
  - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,033,416 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、14,476,895 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	ア 備 品	血 管 造 影 撮 影 装 置	一 式
	イ 同 上	内 視 鏡 下 手 術 支 援 装 置 機 械	一 式

令和2年2月13日提出

横 浜 市 長            林        文        子